

平成19年労働災害動向調査（甲調査）結果の概況

目 次

調査の概要	1 頁
用語の説明	1
結果の概要	
1 総合工事業を除く労働災害の状況	3
2 総合工事業の労働災害の状況	7
統 計 表	9

労働災害動向調査の結果は、厚生労働省のWebページの「厚生労働統計一覧」にも掲載されています。
アドレス (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/index.html>)

調査の概要

1 調査の目的

労働災害動向調査は、主要産業における労働災害の発生状況を明らかにすることを目的としている。半期ごとに労働災害動向調査甲調査（事業所規模100人以上）及び年1回労働災害動向調査乙調査（同10～99人）を実施しているものである。

このうち、平成19年に実施した労働災害動向調査甲調査について年間分の調査結果を取りまとめた。

2 調査の範囲

（1）地域

日本国全域（ただし、一部島しょ等を除く。）

（2）産業

日本標準産業分類（平成14年3月改訂）による、林業、鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業（通信業、新聞業及び出版業に限る。）、運輸業、卸売・小売業、飲食店、宿泊業（旅館、ホテルに限る。）、複合サービス事業（郵便局に限る。）及びサービス業（洗濯業、旅行業、ゴルフ場、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、自動車整備業、機械修理業及び建物サービス業に限る。）

（3）調査対象

主たる事業が上記（2）に掲げる産業に属する100人以上の常用労働者を雇用する民・国・公営事業所（管理・事務部門のみをもって構成する事業所を除く。）のうちから一定の方法により抽出した約16,000事業所とした。

ただし、建設業のうち総合工事業については、労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上又は工事の請負金額が1億9,000万円以上の工事現場を対象とした。なお、有効回答率は86.3%である。

3 調査の時期

上半期調査 平成19年1月から同年6月までの状況を、7月1日から7月21日に実施した。

下半期調査 平成19年7月から同年12月までの状況を、翌年1月1日から1月20日に実施した。

4 調査事項

（1）事業所の属性

（2）主な生産品又は事業の内容

（3）企業の常用労働者数（総合工事業を除く。）

（4）工事の請負金額（総合工事業のみ）

（5）調査期間末日の事業所の全労働者数及び常用労働者数（総合工事業を除く。）

（6）調査期間中の全労働者の延実労働日数（総合工事業のみ）及び延実労働時間数

（7）労働災害による労働不能程度別死傷者数及び延休業日数

（8）不休災害被災労働者数

5 調査の方法

厚生労働省大臣官房統計情報部から直接、調査対象事業所へ郵送し、調査対象事業所において記入した後、都道府県労働局又は労働基準監督署で回収した。

ただし、鉱山保安法の適用を受ける鉱山については、経済産業省原子力安全・保安院産業保安監督部（支部・事務所）で回収した。

6 調査機関

厚生労働省大臣官房統計情報部—都道府県労働局—労働基準監督署—報告者

ただし、鉱山保安法の適用を受ける鉱山については、厚生労働省大臣官房統計情報部—経済産業省原子力安全・保安院—産業保安監督部（支部・事務所）—報告者

用語の説明

- ◎ ここでいう「労働災害」とは、労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた業務上の災害のことで、業務上の負傷、業務上の疾病及び死亡をいう。ただし業務上の疾病であっても、遅発性のもの（疾病の発生が、事故、災害などの突発的なものによるものでなく、緩慢に進行して発生した疾病をいう。例えば、じん肺、鉛中毒症、振動障害などがある。）、食中毒及び伝染病は除く。

なお、通勤災害による負傷、疾病及び死亡は除く。

- ◎ 労働災害の状況は次の労働災害率（度数率及び強度率）並びに労働損失日数で表す。
- ・「**度数率**」とは、100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表す。ただし、当概況における度数率は、休業1日以上及び身体の一部又は機能を失う労働災害による死傷者数により算出したものに限定している。

$$\text{算出方法} = \frac{\text{労働災害による死傷者数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000,000$$

（注）同一人が2回以上被災した場合には、死傷者数はその被災回数として算出している。

- ・「**強度率**」とは、1,000延べ実労働時間当たりの労働損失日数で、災害の重さの程度を表す。

$$\text{算出方法} = \frac{\text{延べ労働損失日数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000$$

- ・「**延べ労働損失日数**」とは、労働災害による死傷者の延べ労働損失日数をいう。

労働損失日数は次の基準により算出する。

死亡…………… 7,500日
 永久全労働不能…………… 別表の身体障害等級1～3級の日数（7,500日）
 永久一部労働不能…………… 別表の身体障害等級4～14級の日数（級に応じて50～5,500日）
 一時労働不能…………… 暦日の休業日数に300/365を乗じた日数

死亡…………… 労働災害のため死亡したもの（即死のほか負傷が原因で死亡したものを含む。）をいう。
 永久全労働不能…………… 労働基準法施行規則に規定された身体障害等級表の第1級～第3級に該当する障害を残すものをいう。
 永久一部労働不能…………… 身体障害等級表の第4級～第14級に該当する障害を残すもので、身体の一部を完全にそう失ったもの、又は身体の一部の機能が永久に不能となったものをいう。
 一時労働不能…………… 災害発生の翌日以降、少なくとも1日以上は負傷のため労働できないが、ある期間を経過すると治ゆし、身体障害等級表の第1級～第14級に該当する障害を残さないものをいう。

別表

身体障害等級別労働損失日数表

身体障害等級(級)	1～3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
労働損失日数(日)	7,500	5,500	4,000	3,000	2,200	1,500	1,000	600	400	200	100	50

- ・「**不休災害度数率**」とは、100万延べ実労働時間当たりの不休災害による傷病者数で、不休災害発生の頻度を表す。

なお、不休災害とは、業務遂行中に業務に起因して受けた負傷又は疾病によって、医療機関（事業所内の診療所等を含む。）で医師の手当てを受けたもので、被災日の翌日以降1日も休業しなかったもの（休業が1日未満のものを含む。）をいう。

利用上の注意

- 1) 平成16年調査より平成14年3月改訂の日本標準産業分類を使用している。
- 2) 林業の甲調査は、平成15年まで国・公営のみ。
- 3) 産業分類は、原則として日本標準産業分類による。ただし、「E06総合工事業」については、労働者災害補償保険の保険関係が成立している工事現場における労働災害の発生状況であり、工事現場に付与されている労災保険率適用事業細目番号に応じて、小分類又は細分類に分類している。
 また、「I422 鉄道車両修理工場」は、日本標準産業分類上による区分ではなく、労働災害の特殊性を考慮して、特に設けた区分である。
- 4) 統計表の符号の用法は次のとおりである。
 「 0 」 労働災害による死傷者数がないもの。
 「 0.00 」 小数点以下第3位において四捨五入しても小数点以下第2位に満たないもの。
 「 — 」 該当事業所がないもの。
 「 X 」 調査客体数が少ないため掲載しないもの。
- 5) 平成16年～平成18年において「P 複合サービス事業（郵便局に限る）－781郵便局」として集計していた事業所は、平成19年10月の日本郵政公社の民営・分社化に伴い、平成19年においては、「H 情報通信業－371信書送達業」として集計した。

結果の概要

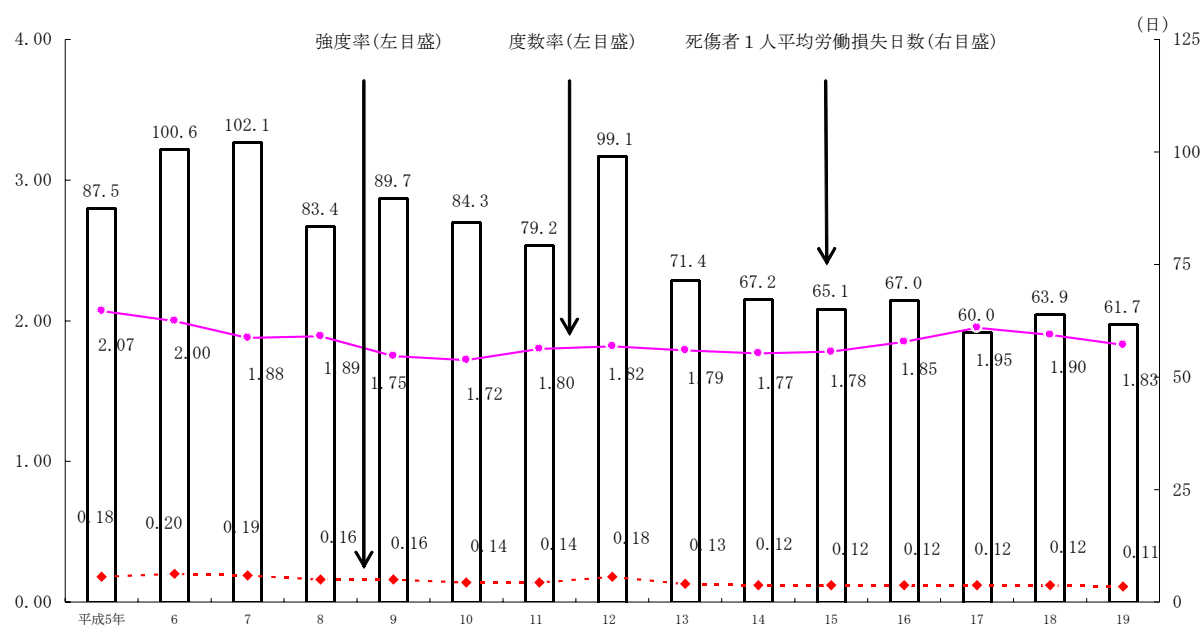
1 総合工事業を除く労働災害の状況

(1) 調査産業計（総合工事業を除く。以下同じ。）における労働災害の状況

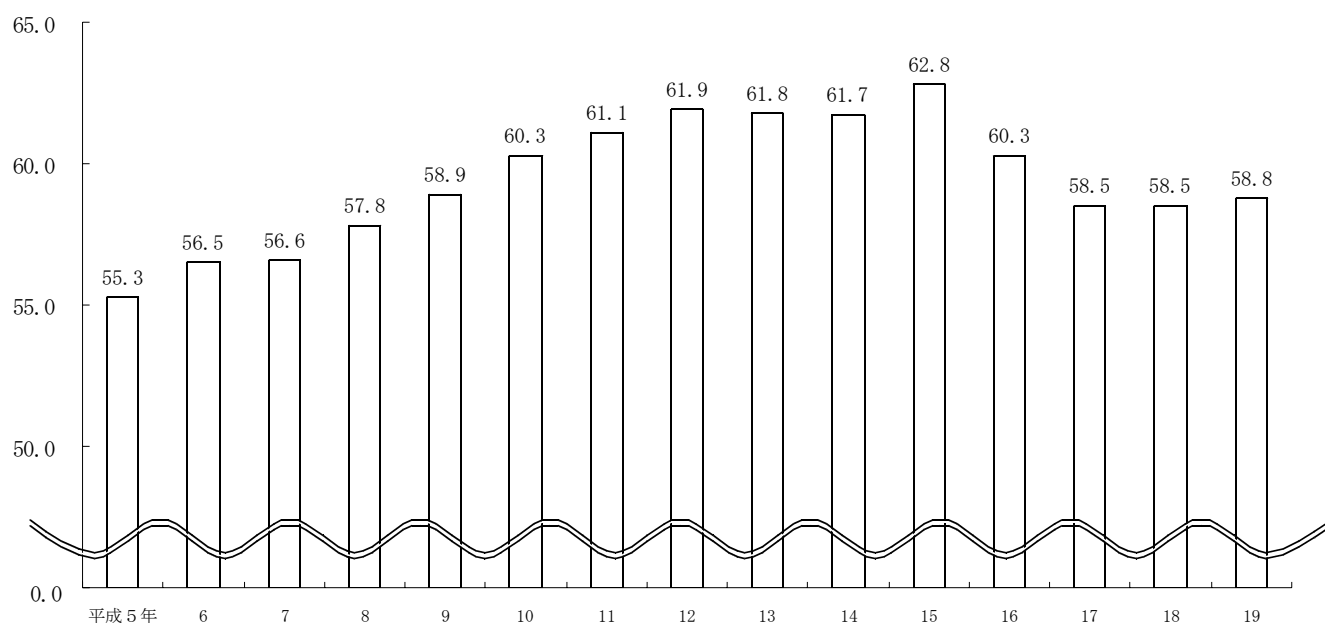
平成19年の労働災害の状況を調査産業計でみると、度数率は1.83（前年1.90）、強度率は0.11（同0.12）となり、死傷者1人平均労働損失日数は61.7日（同63.9日）となっている。前年と比べ、度数率、強度率ともに低下し、死傷者1人平均労働損失日数も減少している。また、不休災害度数率は3.07（同3.25）となっている。（第1－1図、第1表）

なお、無災害事業所の割合は58.8%（同58.5%）となっている（第1－2図）。

第1－1図 労働災害率及び死傷者1人平均労働損失日数の推移
〔調査産業計（総合工事業を除く）〕



第1－2図 無災害事業所の割合の推移
〔調査産業計（総合工事業を除く）〕



(2) 産業別労働災害の状況

ア 度数率

度数率をみると、情報通信業(通信業、新聞業及び出版業に限る。利用上の注意 5)を参照。)の6.47(前年2.98)が最も高く、次いでサービス業(一部の業種に限る。以下同じ。)の3.79(同3.80)、運輸業の2.90(同2.69)の順となっている(第2図、第1表)。

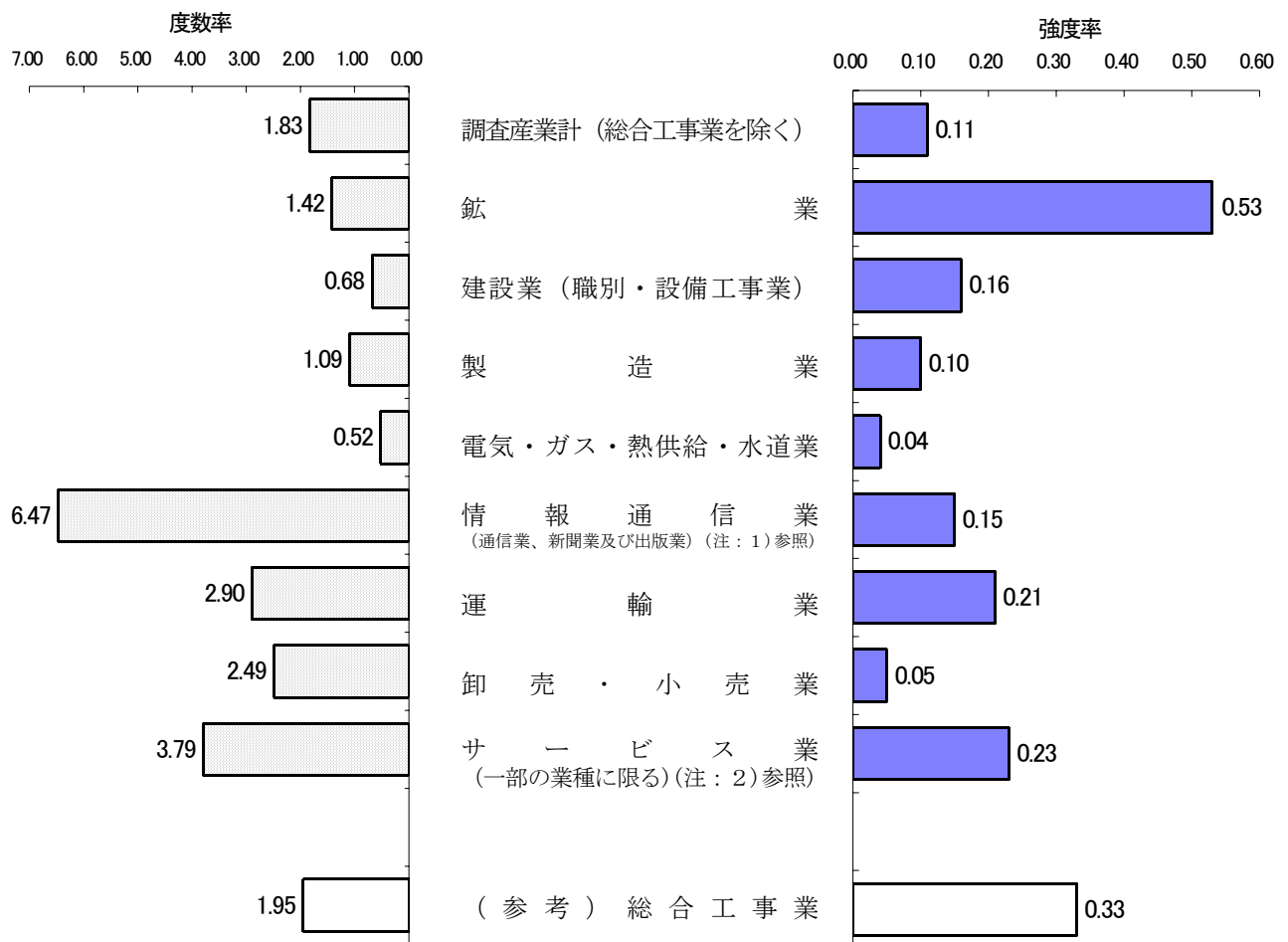
イ 強度率

強度率をみると、鉱業の0.53(同0.03)が最も高く、次いでサービス業の0.23(同0.25)、運輸業の0.21(同0.19)の順となっている(第2図、第1表)。

ウ 死傷者1人平均労働損失日数

死傷者1人平均労働損失日数をみると、鉱業の375.0日(同22.1日)が最も多く、一方、最も少ないのは、卸売・小売業の19.5日(同36.8日)となっている(第1表)。

第2図 産業別労働災害率



注: 1) 情報通信業(通信業、新聞業及び出版業)については、利用上の注意 5)を参照。

2) サービス業は、洗濯業、旅行業、ゴルフ場、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、自動車整備業、機械修理業及び建物サービス業に限る。

第 1 表 産業別労働災害率及び死傷者 1 人平均労働損失日数の推移

産 業		平成 1 2 年	1 3 年	1 4 年	1 5 年
度 数 率	調 査 産 業 計（総 合 工 事 業 を 除 く）	1.82	1.79	1.77	1.78
	林 業	X	-	-	-
	鉱 業	2.76	3.40	0.86	1.03
	建 設 業（職 別・設 備 工 事 業）	0.76	0.81	0.46	0.51
	製 造 業	1.02	0.97	0.98	0.98
	電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	0.46	0.70	0.64	0.58
	運 輸・通 信 業	4.69	4.71	4.42	4.43
	卸 売・小 売 業, 飲 食 店（飲 食 店 を 除 く）	1.78	1.54	1.82	1.91
	サ ー ビ ス 業	3.74	4.11	3.83	3.75
総 合 工 事 業		1.10	1.61	1.04	1.61
強 度 率	調 査 産 業 計（総 合 工 事 業 を 除 く）	0.18	0.13	0.12	0.12
	林 業	X	-	-	-
	鉱 業	1.77	0.57	0.03	0.75
	建 設 業（職 別・設 備 工 事 業）	0.33	0.11	0.17	0.06
	製 造 業	0.12	0.10	0.12	0.11
	電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	0.01	0.04	0.01	0.01
	運 輸・通 信 業	0.47	0.25	0.19	0.22
	卸 売・小 売 業, 飲 食 店（飲 食 店 を 除 く）	0.10	0.07	0.04	0.04
	サ ー ビ ス 業	0.22	0.25	0.18	0.19
総 合 工 事 業		0.70	0.47	0.28	0.25
死 傷 者 1 人 平 均 労 働 損 失 日 数 (日)	調 査 産 業 計（総 合 工 事 業 を 除 く）	99.1	71.4	67.2	65.1
	林 業	X	-	-	-
	鉱 業	638.8	166.5	30.9	727.5
	建 設 業（職 別・設 備 工 事 業）	432.0	134.8	369.3	115.9
	製 造 業	122.2	103.9	119.1	108.0
	電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	18.5	59.9	20.6	24.5
	運 輸・通 信 業	100.9	54.2	44.0	50.1
	卸 売・小 売 業, 飲 食 店（飲 食 店 を 除 く）	58.4	45.4	22.3	20.9
	サ ー ビ ス 業	59.1	60.2	46.3	49.9
総 合 工 事 業		635.0	293.3	272.7	156.1
不 休 災 害 度 数 率	調 査 産 業 計（総 合 工 事 業 を 除 く）	3.12	3.02	3.02	3.08

産 業		1 6 年	1 7 年	1 8 年	1 9 年
度 数 率	調査産業計（総合工事業を除く）	1.85	1.95	1.90	1.83
	林 業	X	-	-	X
	鉱 業	0.70	1.84	1.27	1.42
	建設業（職別・設備工事業）	0.54	0.63	0.59	0.68
	製 造 業	0.99	1.01	1.02	1.09
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.53	0.60	0.53	0.52
	情報通信業	2.51	2.76	2.98	6.47
	（通信業、新聞業及び出版業）				
	運 輸 業	2.89	3.07	2.69	2.90
	卸 売 ・ 小 売 業	2.76	2.50	2.60	2.49
強 度 率	サ ー ビ ス 業	3.26	4.27	3.80	3.79
	（一部の業種に限る）				
	総 合 工 事 業	1.77	0.97	1.55	1.95
	調査産業計（総合工事業を除く）	0.12	0.12	0.12	0.11
	林 業	X	-	-	X
	鉱 業	0.73	0.08	0.03	0.53
	建設業（職別・設備工事業）	0.17	0.19	0.11	0.16
	製 造 業	0.11	0.09	0.11	0.10
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.04	0.01	0.01	0.04
	情報通信業	0.16	0.06	0.07	0.15
死 傷 者 一 人 損 失 平 均 日 数	（通信業、新聞業及び出版業）				
	運 輸 業	0.13	0.29	0.19	0.21
	卸 売 ・ 小 売 業	0.15	0.04	0.10	0.05
	サ ー ビ ス 業	0.19	0.13	0.25	0.23
	（一部の業種に限る）				
	総 合 工 事 業	0.57	0.14	0.37	0.33
	調査産業計（総合工事業を除く）	67.0	60.0	63.9	61.7
	林 業	X	-	-	X
	鉱 業	1047.0	42.4	22.1	375.0
	建設業（職別・設備工事業）	315.0	298.8	180.1	234.8
(日)	製 造 業	108.0	92.5	103.7	92.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	83.3	21.2	20.3	83.9
	情報通信業	63.8	21.8	22.6	23.9
	（通信業、新聞業及び出版業）				
	運 輸 業	46.4	96.0	70.5	73.7
	卸 売 ・ 小 売 業	55.6	16.6	36.8	19.5
	サ ー ビ ス 業	57.3	30.9	65.2	61.1
	（一部の業種に限る）				
	総 合 工 事 業	320.5	147.7	239.3	167.5
	調査産業計（総合工事業を除く）	3.08	3.15	3.25	3.07

- 注：1） 産業分類は、平成12～15年は、平成5年10月改訂日本標準産業分類、平成16年以降は、平成14年3月改訂日本標準産業分類に基づいており、両者の産業分類は必ずしも一致しない。
- 2） 平成12～15年のサービス業は、洗濯業、旅館、ゴルフ場、自動車整備業、機械修理業、建物サービス業及び廃棄物処理業に限る。平成16年以降のサービス業については、第2図の注を参照。
- 3） 産業大分類の表章については、主要産業のみとしている。飲食店、宿泊業（旅館、ホテルに限る。）及び複合サービス事業（郵便局に限る。）は、統計表の表2に表章している。
- 4） 情報通信業（通信業、新聞業及び出版業）については、利用上の注意 5）を参照。

(3) 事業所規模別労働災害の状況

事業所規模別に労働災害の状況をみると、事業所規模1,000人以上規模では、度数率は0.49（前年0.45）、強度率は0.05（同0.04）、事業所規模100～299人規模では、度数率は2.61（同2.62）、強度率は0.16（同0.17）となっており、度数率、強度率ともに事業所規模が小さくなるほど高くなっている（第2表）。

第2表 事業所規模別労働災害率

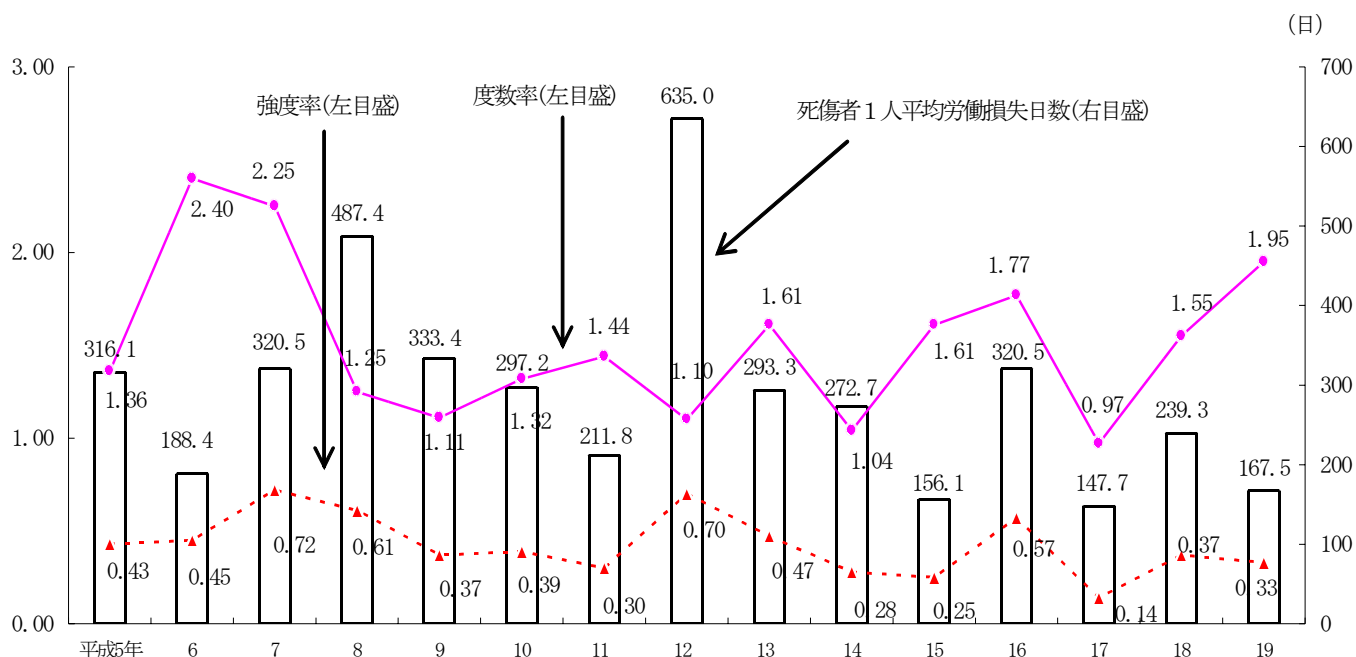
区 分	度数率					強度率				
	100人以上計	1,000人以上	500～999人	300～499人	100～299人	100人以上計	1,000人以上	500～999人	300～499人	100～299人
調査産業計（総合工事業を除く）	1.83	0.49	1.15	1.84	2.61	0.11	0.05	0.07	0.10	0.16
（前 年）	(1.90)	(0.45)	(0.99)	(2.13)	(2.62)	(0.12)	(0.04)	(0.08)	(0.09)	(0.17)

2 総合工事業の労働災害の状況

平成19年の労働災害の状況を総合工事業でみると、度数率は1.95（前年1.55）、強度率は0.33（同0.37）となり、死傷者1人平均労働損失日数は167.5日（同239.3日）となっている。前年と比べ、度数率は0.40ポイント上昇、強度率は0.04ポイント低下し、死傷者1人平均労働損失日数は71.8日減少している。（第3図、第3表）

工事の種類別にみると、土木工事業の度数率は2.08（同1.83）、強度率は0.74（同1.60）、建築事業の度数率は1.92（同1.50）、強度率は0.23（同0.15）となっている（第3表）。

第3図 労働災害率及び死傷者1人平均労働損失日数の推移
〔総合工事業〕



第3表 総合工事業における労働不能程度別労働災害率
及び死傷者1人平均労働損失日数

産 業（工事の種類）	度 数 率								強度率	死 傷 者 1 人 平 均 労 働 損 失 日 数（日）	
	計	死 亡	永 全 不	久 一 部 不 能	永 全 不	久 一 部 不 能	一時労働不能				
							計	休 業 8 日 以 上			休 業 4 ～ 7 日
E06 総合工事業	1.95 (1.55)	0.04 (0.04)	0 (0.00)	0.03 (0.02)	1.89 (1.48)	1.04 (0.77)	0.08 (0.10)	0.76 (0.62)	0.33 (0.37)	167.5 (239.3)	
067 土木工事業	2.08 (1.83)	0.09	0	0.08	1.91	1.09	0.11	0.71	0.74 (1.60)	357.8 (878.3)	
0671 河川土木工事業	2.54	0.54	0	0.29	1.71	1.12	0	0.58	4.42	1738.8	
0672 水力発電施設等新設事業	1.40	0	0	0	1.40	0.98	0	0.42	0.02	15.0	
0673 鉄道又は軌道新設事業	2.29	0	0	0	2.29	0.46	0	1.84	0.04	16.4	
0674 地下鉄建設事業	2.50	0	0	0	2.50	1.56	0	0.94	0.10	39.2	
0675 橋りょう建設事業	2.14	0.13	0	0.16	1.84	1.11	0	0.74	1.08	503.7	
0676 ずい道新設事業	2.33	0.03	0	0	2.30	1.51	0.20	0.59	0.28	120.5	
0677 道路新設事業	2.09	0	0	0.14	1.95	0.83	0.29	0.83	0.13	60.8	
0678 その他の土木事業	1.84	0.13	0	0.08	1.62	0.78	0.08	0.76	1.05	572.5	
0679 舗装工事業	1.07	0.13	0	0	0.94	0.27	0.13	0.54	1.01	936.0	
068 建築事業	1.92 (1.50)	0.02	0	0.01	1.88	1.03	0.08	0.78	0.23 (0.15)	122.2 (101.8)	
0681 建築工事業	1.92	0.02	0	0.01	1.88	1.02	0.08	0.78	0.24	123.2	
0682 その他の建築事業	2.00	0	0	0.09	1.91	1.15	0.05	0.71	0.20	97.5	
(参考)調査産業計（総合工事業を除く）	1.83	0.01	0.00	0.03	1.80	1.12	0.22	0.45	0.11	61.7	

注：（ ）内は前年（平成18年）の数値である。

統計表

表1 産業、事業所規模別労働災害率及び死傷者1人平均労働損失日数

産 業	計				1,000人以上		500～999人		300～499人		100～299人	
	度数率		強度率	死傷者1人平均労働損失日数(日)	度数率	強度率	度数率	強度率	度数率	強度率	度数率	強度率
	死傷合計	死亡										
調 査 産 業 計(総合工事業を除く)	1.83	0.01	0.11	61.7	0.49	0.05	1.15	0.07	1.84	0.10	2.61	0.16
B 林業	X	X	X	X	—	—	—	—	—	—	X	X
D 鉱業	1.42	0	0.53	375.0	—	—	X	X	—	—	1.51	0.67
E 建設業(職別・設備工事業)	0.68	0.02	0.16	234.8	0.16	0.00	0.28	0.25	0.78	0.29	0.84	0.11
07 職別工事業(設備工事業を除く)	2.48	0	0.08	34.2	—	—	—	—	—	—	2.48	0.08
08 設備工事業	0.60	0.02	0.16	270.6	0.16	0.00	0.28	0.25	0.78	0.29	0.71	0.11
F 製造業	1.09	0.01	0.10	92.7	0.30	0.06	0.63	0.06	1.15	0.10	1.87	0.15
09・10 食料品・飲料・たばこ・飼料製造業	3.22	0.01	0.19	57.6	0.78	0.02	1.77	0.07	3.17	0.08	3.70	0.25
11 繊維工業(衣服,その他の繊維製品を除く)	1.74	0	0.12	71.0	—	—	0.17	0.00	1.19	0.03	2.00	0.15
12 衣服・その他の繊維製品製造業	1.12	0	0.04	31.6	X	X	0.79	0.04	1.29	0.02	1.16	0.04
13 木材・木製品製造業(家具を除く)	4.11	0	0.19	45.7	—	—	3.51	0.17	1.71	0.14	5.13	0.21
14 家具・装備品製造業	1.37	0	0.05	35.7	—	—	0.18	0.00	0.84	0.02	1.78	0.07
15 パルプ・紙・紙加工品製造業	1.49	0.02	0.28	185.5	X	X	0.46	0.59	1.22	0.03	1.75	0.29
16 印刷・同関連業	1.52	0.01	0.13	87.2	X	X	0.65	0.01	1.14	0.35	2.00	0.12
17 化学工業	1.10	0	0.04	38.9	0.27	0.01	0.61	0.01	0.88	0.09	1.68	0.05
18 石油製品・石炭製品製造業	0.57	0	0.01	23.5	—	—	0.66	0.01	0.43	0.02	0.78	0.01
19 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	1.44	0	0.04	31.1	0.42	0.01	0.79	0.01	0.95	0.03	1.83	0.06
20 ゴム製品製造業	0.79	0	0.09	114.4	0.41	0.01	0.57	0.03	1.24	0.37	1.07	0.06
21 なめし革・同製品・毛皮製造業	4.56	0	0.16	35.4	—	—	—	—	X	X	3.85	0.16
22 窯業・土石製品製造業	1.01	0.03	0.25	249.4	0.24	0.00	0.85	0.02	0.83	0.32	1.39	0.39
23 鉄鋼業	0.99	0.03	0.35	351.7	0.37	0.45	0.71	0.22	1.17	0.05	1.87	0.42
24 非鉄金属製造業	1.06	0.02	0.23	216.0	0.51	0.27	0.80	0.05	0.99	0.53	1.51	0.16
25 金属製品製造業	1.12	0	0.06	55.8	0.39	0.02	0.61	0.02	0.70	0.02	1.47	0.09
26 一般機械器具製造業	0.88	0.01	0.14	155.1	0.41	0.01	0.60	0.06	0.75	0.09	1.43	0.28
27 電気機械器具製造業	0.39	0.00	0.05	119.0	0.16	0.07	0.30	0.01	0.47	0.01	0.74	0.06
28 情報通信機械器具製造業	0.27	0	0.00	14.5	0.13	0.00	0.33	0.00	0.29	0.00	0.46	0.01
29 電子部品・デバイス製造業	0.44	0.00	0.03	61.5	0.26	0.00	0.30	0.08	0.59	0.01	0.67	0.01
30 輸送用機械器具製造業	0.63	0.01	0.07	116.2	0.28	0.05	0.68	0.04	0.82	0.17	1.52	0.13
31 精密機械器具製造業	0.70	0.01	0.05	74.8	0.22	0.00	0.45	0.01	1.02	0.25	0.99	0.02
32 その他の製造業	0.97	0.01	0.09	97.3	0.63	0.01	0.66	0.71	0.60	0.01	1.40	0.03
G 電気・ガス・熱供給・水道業	0.52	0.00	0.04	83.9	0.17	0.00	0.35	0.01	0.56	0.01	0.61	0.07
H 情報通信業(通信業、新聞業及び出版業)	6.47	0	0.15	23.9	2.84	0.03	5.27	0.10	6.57	0.12	8.37	0.25
37 通信業	8.19	0	0.20	24.0	4.70	0.05	6.34	0.12	8.35	0.16	9.99	0.30
41 新聞業、出版業	0.40	0	0.01	20.3	0.24	0.00	0.53	0.02	0.37	0.01	0.49	0.01
I 運輸業	2.90	0.01	0.21	73.7	2.09	0.06	2.18	0.22	2.07	0.06	3.17	0.25
42 鉄道業	0.98	0	0.02	24.6	0.45	0.02	0.73	0.01	0.84	0.02	1.19	0.03
43 道路旅客運送業	3.45	0.01	0.22	64.6	—	—	3.02	0.42	3.94	0.10	3.43	0.22
44 道路貨物運送業	3.78	0.02	0.30	78.2	3.84	0.06	3.41	0.41	2.25	0.08	3.95	0.32
45 水運業	1.39	0	0.01	8.6	X	X	—	—	X	X	2.62	0.02
46 航空運輸業	2.82	0	0.09	33.4	3.26	0.12	2.95	0.03	0	0	0.31	0.02
47 倉庫業	1.96	0	0.03	15.1	—	—	X	X	X	X	1.86	0.03
48 運輸に附帯するサービス業	1.46	0.03	0.28	189.2	0.66	0.01	1.22	0.06	1.13	0.03	1.81	0.49
J 卸売・小売業	2.49	0.00	0.05	19.5	0.67	0.01	2.10	0.03	2.77	0.09	2.72	0.04
49～54 卸売業	1.20	0.00	0.05	40.0	0.48	0.00	0.56	0.01	0.88	0.24	1.53	0.03
49 各種商品卸売業	0.16	0	0.00	18.5	0.14	0.00	—	—	X	X	0.29	0.02
55～60 小売業	3.20	0	0.05	15.3	0.96	0.01	2.88	0.04	3.36	0.05	3.40	0.05
55 各種商品小売業	3.08	0	0.05	14.9	1.01	0.01	3.19	0.04	3.36	0.04	3.18	0.05
59 家具・じゅう器・機械器具小売業	2.50	0	0.05	18.8	—	—	X	X	0.49	0.00	2.83	0.05
Q サービス業(一部の業種に限る)	3.79	0.02	0.23	61.1	2.08	0.06	2.29	0.08	2.88	0.10	4.43	0.31

注：利用上の注意 5)、第2図の注及び第1表の注:3)を参照。

表2 特掲産業小分類別労働災害率

(事業所規模100人以上)

産 業	度数率		強度率	産 業	度数率		強度率
	死傷 合計	死亡			死傷 合計	死亡	
B 021 育林業	X	X	X	F257 金属線製品製造業(ねじ類を除く)	0.54	0	0.00
D 051 金属鉱業	2.34	0	0.09	261 ボイラ・原動機製造業	0.67	0	0.02
052 石炭・亜炭鉱業	X	X	X	262 農業用機械製造業(農業用器具を除く)	1.31	0	0.03
053 原油・天然ガス鉱業	0	0	0	263 建設機械・鉱山機械製造業	0.89	0.04	0.34
054・9 非金属鉱業 ※脚注を参照	0.83	0	0.93	264 金属加工機械製造業	0.99	0	0.09
054 採石業、砂・砂利・玉石採取業	X	X	X	265 繊維機械製造業	0.46	0	0.01
E 081・2 電気工事業、電気通信・信号装置工事業	0.47	0	0.02	267 一般産業用機械・装置製造業	0.89	0.02	0.22
083 管工事業(さく井工事業を除く)	0.57	0.04	0.30	268 事務用・サービス用・民生用機械器具製造業	0.66	0	0.15
F 092 水産食料品製造業	4.10	0.07	0.67	269 その他の機械・同部分品製造業	0.89	0.01	0.13
094 調味料製造業	2.23	0	0.05	271 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業	0.41	0.01	0.06
095 糖類製造業	1.01	0	0.03	272 民生用電気機械器具製造業	0.26	0	0.01
097 パン・菓子製造業	2.61	0	0.10	274・82 電子応用装置、電子計算機・同附属装置製造業	0.27	0	0.01
098 動植物油脂製造業	0.39	0	0.00	275 電気計測器製造業	0.53	0	0.02
101・2 清涼飲料・酒類製造業	1.82	0	0.04	279 その他の電気機械器具製造業	0.39	0	0.01
111 製糸業	-	-	-	281 通信機械器具・同関連機械器具製造業	0.27	0	0.00
112 紡績業	1.08	0	0.03	301 自動車・同附属品製造業	0.59	0.00	0.04
113 ねん糸製造業	-	-	-	302 鉄道車両・同部分品製造業	0.50	0	0.01
114 織物業	1.50	0	0.04	303 船舶製造・修理業、船用機関製造業	1.39	0.05	0.43
115 ニット生地製造業	X	X	X	317 時計・同部分品製造業	0.41	0	0.01
116 染色整理業	1.52	0	0.03	323 がん具・運動用具製造業	1.20	0	0.02
122 ニット製外衣・シャツ製造業	1.50	0	0.04	324 ベン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業	1.02	0	0.03
131 製材業、木製品製造業	4.10	0	0.16	G331 電気業	0.39	0.01	0.06
132 造作材・合板・建築用組立材料製造業	4.11	0	0.20	341 ガス業	1.08	0	0.02
151 パルプ製造業	0.42	0	0.00	361 上水道業	0.63	0	0.01
152 紙製造業	1.21	0.03	0.57	H71 信書送達業	9.66	0	0.23
161 印刷業	1.53	0.02	0.14	372 固定電気通信業	0.40	0	0.01
171 化学肥料製造業	1.48	0	0.08	373 移動電気通信業	0	0	0
172 無機化学工業製品製造業	0.99	0	0.10	413 新聞業	0.37	0	0.01
173 有機化学工業製品製造業	0.81	0	0.01	414 出版業	0.46	0	0.01
174 化学繊維製造業	0.72	0	0.02	1421 鉄道業	1.00	0	0.02
176 医薬品製造業	1.41	0	0.02	422 鉄道車両修理工場	0.51	0	0.01
177 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	1.62	0	0.02	431 一般乗合旅客自動車運送業	3.65	0	0.10
179 その他の化学工業	0.85	0	0.16	432 一般乗用旅客自動車運送業	3.45	0.02	0.28
181 石油精製業	0.37	0	0.01	433 一般貸切旅客自動車運送業	1.08	0	0.05
201 タイヤ・チューブ製造業	0.50	0	0.11	441 一般貨物自動車運送業	3.93	0.02	0.33
202 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業	0.76	0	0.01	442 特定貨物自動車運送業	3.17	0	0.13
203 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	0.92	0	0.08	444 集配利用運送業	2.13	0	0.05
214 革製履物製造業	1.69	0	0.13	471 倉庫業(冷蔵倉庫業を除く)	1.90	0	0.02
221 ガラス・同製品製造業	0.81	0	0.02	481 港湾運送業	1.88	0.03	0.32
222 セメント・同製品製造業	1.41	0	0.06	482 貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)	2.13	0	0.13
224 陶磁器・同関連製品製造業	0.61	0	0.01	J541 家具・建具・じゅう器等卸売業	0.91	0	0.00
225 耐火物製造業	0.77	0	0.03	603 燃料小売業	2.41	0	0.09
226 炭素・黒鉛製品製造業	0.81	0.16	1.23	M21 旅館、ホテル	3.72	0	0.06
228 骨材・石工品等製造業	0.93	0.93	7.00	P781 郵便局	-	-	-
232 製鋼・製鋼圧延業	0.81	0.04	0.35	Q821 洗濯業	3.96	0	0.18
233 製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)	1.34	0	0.06	831 旅行業	0.70	0	0.01
235 鉄素形材製造業	1.82	0.03	0.33	8443 ゴルフ場	6.46	0.09	0.87
241 非鉄金属第1次製錬・精製業	1.21	0	0.03	851・2 一般・産業廃棄物処理業	10.19	0	0.26
243 非鉄金属・同合金圧延業(抽伸、押出しを含む)	0.76	0.02	0.22	861 自動車整備業	2.92	0	0.05
244 電線・ケーブル製造業	0.71	0	0.02	871 機械修理業(電気機械器具を除く)	0.31	0	0.01
245 非鉄金属素形材製造業	2.15	0.04	0.52	904 建物サービス業	3.08	0.01	0.21
251 プリキ缶・その他のめっき板等製品製造業	0.98	0	0.01				
252 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	2.26	0	0.08				
254 建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業を含む)	1.14	0	0.04				
255・6 金属素形材製品製造業、金属被覆・彫刻業、熱処理業(ほうろう鉄器を除く)	1.19	0	0.07				

注：1) 054・9非金属鉱業は、054採石業、砂・砂利・玉石採取業、055窯業原料用鉱物鉱業、059その他の鉱業の合計である。

2) 8443ゴルフ場は細分類で表章している。

3) H371信書送達業及びP781郵便局については、利用上の注意 5)を参照。